

<参考>

【購入品の場合の減価償却費の計算例】

→購入費用に耐用年数に対する使用期間の割合を乗じた分を計上します。

(計算例)

耐用年数※が6年のミストファン(10万円)を購入し、3ヶ月設置した場合。

$$100,000(\text{円}) \times 3(\text{ヶ月}) \div (6(\text{年}) \times 12(\text{ヶ月})) = 4,166(\text{円})$$

※耐用年数は、国税庁HPに記載されている耐用年数等を参照

<https://www.keisan.nta.go.jp/r5yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/index.html>

(例)

- ◆エアコン、スポットクーラー、ミストファン、大型扇風機、ファンヒーター等
⇒家具、電気機器、ガス機器、家庭用品(他に掲げてあるものを除く。)
ー冷房用・暖房用機器ー6年
- ◆灯油ストーブ、薪ストーブ等
⇒家具、電気機器、ガス機器、家庭用品(他に掲げてあるものを除く。)
ー氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)-4年
- ◆製氷機、冷水機、電気ポット等
⇒家具、電気機器、ガス機器、家庭用品(他に掲げてあるものを除く。)
ー電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器ー6年
- ◆日除けテント、遮光ネット等
⇒娯楽・スポーツ器具
ースポーツ具ー3年

※現場事務所に設置したエアコンやストーブなどの冷暖房施設等は、共通仮設費(率)に含まれるため、現場環境改善の対象外となります。ただし、現場休憩所等付加的に設置した施設の冷暖房施設等は対象です。

(例) 車載型ソーラーハウス(トイレ付)

Q 車載型ソーラーハウス(トイレ付)の取扱い?

A 現場環境改善費(避暑・防寒対策)として対策の妥当性及び現場管理費に計上される費用との重複がない場合は積上げ計上可能とする。

ただし、快適トイレや工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」との重複はしないものとする。なお、千葉市公共工事脱炭素推進試行要領の加点は重複できるものとする。